

令和5年度 事業計画書

**【事業活動の方針】**

暴力団追放のための広報啓発活動及び暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援並びに暴力団排除活動の支援事業の推進

項 目	推 進 事 項
1 暴力団追放のための広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴追センター情報（Eメール）の積極的な発信</li> <li>・広報誌「暴追画報」の作成と活用</li> <li>・立体感のある親しみやすいホームページの作成</li> <li>・屋外広告看板等を活用した暴排広報の実施</li> <li>・暴追センター設立30周年記念誌の作成</li> </ul>
2 暴力団員による不当行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の各種催し等における暴排活動の支援</li> <li>・他機関主催のキャンペーンへの積極的な参加</li> <li>・適時適所における暴排広報グッズの配布</li> </ul>
3 暴力団関係者の不当な行為に関する相談の適正な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府下警察署相談係との連携強化</li> <li>・相談内容に応じた適正な助言と関係機関への連絡</li> <li>・問題解決に向けた警察及び民暴委員会との連携</li> <li>・継続案件に対する経過確認と適正処理</li> </ul>
4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪少年補導協会等との連携による情報の交換</li> <li>・暴力団を正しく認識して貰うための広報資料の製作</li> <li>・非行防止広報グッズの協賛</li> <li>・大阪少年補導協会等との連携による加入阻止活動の推進</li> </ul>
5 暴力団離脱希望者に対する社会復帰に向けた支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察及び社会復帰アドバイザーとの連携</li> <li>・協賛企業の偏りのない（力仕事以外）業種の開拓</li> <li>・大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会の効果的な活用</li> <li>・ステイグマ支援の周知と積極的な就労の支援</li> </ul>
6 暴力団事務所の使用による付近住民等の生活又は業務の遂行の平穏を確保するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動による適格都道府県センター制度の周知徹底</li> <li>・適格都道府県センターとして事務所使用禁止仮処分申立活動の推進</li> <li>・事務所撤去に向けた住民運動に対する積極的な支援</li> </ul>
7 暴力団員からの不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当要求防止責任者講習内容の充実</li> <li>・オンラインによる講習の更なる推進</li> <li>・行政や各種企業の不当要求対策講習会への積極的な参加</li> </ul>
8 不当要求情報管理機関に対する業務の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当要求情報管理機関、警察、民暴弁護士との研修会の開催</li> <li>・暴力団情報の共有と厳格な情報の管理</li> </ul>